

令7香南市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査結果報告を公表する。

令和7年12月11日

香南市監査委員 有岡 正博
同 安岡 敬子
同 中屋 和彦

令和7年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告書を提出する。

なお、監査の実施に当たっては、香南市監査基準に準拠した。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期間

令和7年6月30日から7月4日まで

3 監査の対象事項

- (1) 令和6年度末において収入未済額がある項目の中から、監査委員による選定項目
- (2) 令和6年度の歳入項目の中から、監査委員による選定項目

4 監査の対象課

福祉事務所 … 【一般会計】生活保護費返還金、同（戻入繰越分）、障害福祉医療費高額療養費返納金

高齢者介護課 … 【介護特会】介護保険料

上下水道課 … 【公営企業会計】水道料金、公共下水道使用料、特定環境保全公共下水道使用料、農業集落排水使用料

税務収納課 … 【一般会計】市民税（個人）、市民税（法人）、固定資産税、軽自動車税、市税延滞金、住宅新築資金等貸付金元金収入・利子収入

【国保特会】国民健康保険税、保険税延滞金

市民保険課 … 【一般会計】老人保健第三者納付金、児童扶養手当過誤払金等返納金

【国保特会】第三者納付金（一般分）

【後期特会】後期高齢者医療保険料

住宅政策課 … 【一般会計】市営住宅使用料、駐車場使用料、市営住宅共益費

学校教育課 … 【一般会計】給食費納付金、開示請求実費徴収金
生涯学習課 … 【一般会計】のいちふれあいセンター使用料
こども課 … 【一般会計】保育所入所者負担金、一時預かり料、保育所使用料、幼稚園保育料、
幼稚園預かり保育料、放課後児童健全育成事業保護者負担金、児童クラブスポーツ一
般保険料負担金、児童クラブ連絡帳代

5 監査の着眼点

- (1) 収納事務について、関係書類を検査し、財務会計システムによる調定の計上等、収入未済額及び滞納繰越額が正確に管理されているか。また、収納事務が適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 滞納整理事務については、督促や催告が適正に行われているか、納税・納付交渉や必要な調査が適時なされているか、時宜に応じた法的措置を執っているか、また債権管理が適正かつ効率的になされているか。

6 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第2 監査の結果

今回の監査は、地方自治法第240条第1項に規定されている市の債権である公債権、私債権について、主に令和6年度の滞納繰越、不納欠損、滞納処分等、徴収関係に主眼を置き、関係書類の審査を行うとともに、関係職員からの聴取により監査を実施した。

1 収入未済額と不納欠損処分額

令和6年度の債権における収入未済額及び前年度の比較は、第1表のとおりである。

第1表 (単位：円、%)

会計区分	6年度	5年度	比較増減額	増減率
一般会計	現年 32,775,987	35,843,355	△ 3,067,368	△ 8.6
	過年 153,713,794	159,871,220	△ 6,157,426	△ 3.9
	小計 186,489,781	195,714,575	△ 9,224,794	△ 4.7
特別会計	現年 25,882,732	31,899,234	△ 6,016,502	△ 18.9
	過年 42,995,108	48,708,969	△ 5,713,861	△ 11.7
	小計 68,877,840	80,608,203	△ 11,730,363	△ 14.6
公営企業会計	現年 9,806,300	10,448,370	△ 642,070	△ 6.1
	過年 29,960,507	34,809,827	△ 4,849,320	△ 13.9
	小計 39,766,807	45,258,197	△ 5,491,390	△ 12.1
合計	295,134,428	321,580,975	△ 26,446,547	△ 8.2

令和6年度の債権における不納欠損処分額の前年度比較は、第2表のとおりである。

第2表

(単位：円、%)

会計区分	6年度	5年度	比較増減額	増減率
一般会計	8,311,543	5,982,265	2,329,278	38.9
特別会計	6,600,826	4,368,589	2,232,237	51.1
公営企業会計	935,940	405,870	530,070	130.6
合計	15,848,309	10,756,724	5,091,585	47.3

当年度末の収入未済額は、一般会計では、現年度分は3,067,368円(8.6%)減少、過年度分は6,157,426(3.9%)減少し、合計で9,224,794円(4.7%)減少となっている。特別会計では、現年度分が6,016,502円(18.9%)減少、過年度分は、5,713,861円(11.7%)減少し、合計で11,730,363円(14.6%)減少となっている。

公営企業会計では、現年度分で642,070円(6.1%)減少、過年度分で4,849,320円(13.9%)減少し、合計で5,491,390円(12.1%)減少となっている。

また、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた総額は295,134,428円となっており、前年度に比べ26,446,547円(8.2%)減少している。これは、昨年度の合計増減率マイナス2.7%と比較すると、約3倍の減少率となってはいるものの、一昨年と比較すると、4.8ポイント低い率となっている。今後も、裁判手続きや差押え等、積極的、効率的、有効的な手法により収入未済額の減少に取り組まれたい。

不納欠損処分額は、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた総額は15,848,309円を計上し、前年度に比べ5,091,585円(47.3%)増加している。

不納欠損は、債権管理を確実に行ったうえでの法に基づく処分であり、今後も明確な根拠のもとに適正な処理に努められたい。

2 収納事務における注意、改善すべき点

監査の対象とした債権の収納事務については、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、各債権に適用される法令に則り、適正で合理的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 上下水道使用料について（上下水道課）

上下水道課は、令和5年度は行っていなかった給水停止措置を行い、滞納処分に関する取組を強化しており、その結果は、未収金額の減少として表れている。これは、職員が滞納者と交渉を行うなどした努力の成果である。しかしながら、改善が見られる一方、以下の内容等の不適正な事務も見受けられた。

指摘事項：すべての滞納金額について記載された催告書を送付していない。

前年度の徴収の定期監査では、「送付した催告書は現年度分の滞納のみで、過年度分

の内容は記載されておらず、債務者は催告書を見ても過年度分の滞納金額を確認することができない状態であった」という指摘をしている。

上下水道課は、令和6年度中は令和2年度から5年度分のみ記載した催告書を1度、それに加えて、現年度分の滞納について記載した催告書を複数回発送しているが、令和元年度分以前の滞納は記載しておらず、依然として、債務者は自身の全滞納金額を把握できない状態であった。催告書は、すべての滞納金額を記載して通知しなければ意味がなく、債務者が全滞納金額を知らなければ、分納誓約等を行う場合、トラブルにもなりかねない。また、発送に際して回議書を起案しておらず、発送対象者に関する記録も残されていなかったため、何件発送したのかも不明であった。

回議書を起案し決裁を受けたうえで、全ての滞納金額について記載した催告書を送付するよう、事務を改善されたい。

(2) 市営住宅使用料、駐車場使用料、市営住宅共益費について（住宅政策課）

指摘事項：未収金額が年々増加している。

市営住宅使用料、駐車場使用料及び市営住宅共益費を合わせた未収金額は、令和4年度は44,318,010円、令和5年度は49,348,190円、令和6年度は55,579,155円となっている。令和4年度から令和5年度にかけては、5,030,180円(11.4%)増加し、令和5年度から令和6年度にかけては6,230,965円(12.6%)増加しており、未収金額は年々増加している。滞納整理業務において十分な管理体制がとられていないことが、未収金額の増加に顕著に表れている。

昨年度の定期監査時と同様に、催告書発送対象者の中から10名程度の債務者を抽出して交渉記録を徹し、内容を確認したが、令和6年度中に納付交渉を行っているのは3名で、残りの債務者には催告書を送付するのみであった。中には明け渡し請求の対象と思われる債務者もいたが、令和6年度も明け渡し請求は行われていなかった。

催告書は、少額の滞納者には送付していないなど、全ての発送対象者に送付されておらず、死亡又は転居先不明であるため催告書を発送していない債務者の中には、不納欠損処理を行うことが望ましいケースも見られたが、具体的な対応はされていなかった。

市営住宅は、生活が厳しい方にとってのセーフティーネットではあるが、公平性を保つため、そして、未収金を減少させるためにも、課として徴収業務に注力し、滞納整理に努められたい。

第3 要望

提案事項：徴収できていない高額の古い債権の滞納整理に、全庁的に取組むべき。

徴収できていない高額の古い債権の滞納整理に、いかに取組むかということは、複数の部署において課題となっている。特に私債権は、債務者の時効の援用がなければ債権が消滅することではなく、放置するほどに徴収が困難になるため、早急に滞納整理に取組まなくてはな

らないが、滞納管理の担当者の多くは他の業務も抱えている。また、債権管理には専門的な知識が必要であるが、個人での習得は難しい。

それに加えて、一人の債務者に対し、複数の部署が情報を共有できず、個々に納付交渉を行っているため、円滑に交渉が進まない状況にもなっている。

当市では、各部署で徴収業務を行っているため債権情報が一元管理できておらず、また、各部署との情報共有による連携もとりにくく体制である。債権を適正に管理し、回収するためには、他の業務の片手間に取組むのではなく、滞納業務に注力でき、正しい知識と債権の情報を他部署の担当者と共有できる環境作りが必要である。そのためには、債権管理を一括できる体制作りを、全庁的に考えなければならない。

財政状況は厳しさを増しており、殊更に債権の適正な管理が求められる時期が来ている。債権管理の強化に向け、組織的な見直しを図ることを要望するものである。